

事務連絡
令和2年3月16日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

児童福祉施設等における子ども用マスクの不足の把握等について

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）等においてお示ししているところです。

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、子どもの感染拡大防止の観点から、特例措置として、別紙のとおり子ども用マスク等の購入に係る補助事業を創設しており（国庫補助割合 10/10）、この補助事業を実施していただくに当たって必要となる変更（追加）交付申請手続等については、既に関係部署よりお知らせをさせていただいているところ、各自治体においては、一定の試算のもと、交付申請額を算出し、実際に必要な交付申請を行っていただいております。

今般、厚生労働省から国内マスクメーカーに対して子ども用マスクの在庫分の放出について依頼しておりますが、子ども用マスクについては、令和2年3月13日時点において国内マスクメーカーにおける在庫も十分でないと認識しており、当分の間、子ども用マスクの入手が困難であることが想定されます。厚生労働省としては、引き続き4月以降においても国内マスクメーカーと子ども用マスクに係る必要な調整を行っていく予定であり、それに先立って、都道府県等に対し、管内の児童福祉施設等における子ども用マスクの不足状況や必要枚数等について適宜調査・把握いただくよう要請する可能性がありますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市区町村（特別区を含む。）に対し本件の周知をお願いいたします。

(別紙) 児童福祉施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

【事業内容】

児童福祉施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、自治体が児童福祉施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要な経費等を補助する。また、感染が疑われる者を分離する必要がある児童福祉施設等において、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助する。

【対象施設・事業】

- (1)放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (2)保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- (3)児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所 等
- (4)子どもの生活・学習支援事業

【実施主体】(1)市区町村、(2)都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者、(3)都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村、(4)都道府県、市区町村

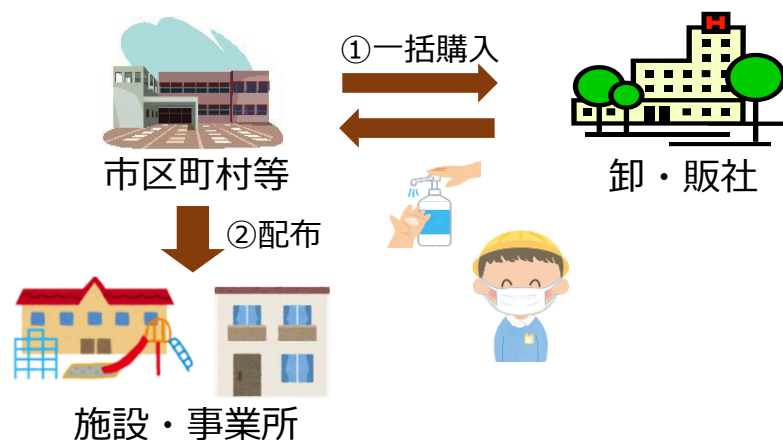
【補助基準額】(1)(2)(4)500千円、(3)8,000千円（注1・2）

【補助割合】国：10/10（注2）

（注1）個室化の改修費を含む。

（注2）改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）。

■事業所等への子ども用マスクや消毒液等の配布



■感染防止用の備品等購入

